

入 札 説 明 書

宮崎県が行う宮崎県総合保健センター空調機設備点検保守整備業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の４に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１ 公告日 令和７年４月２１日

２ 競争入札に付する事項

- (１) 委託件名 宮崎県総合保健センター空調機設備点検保守整備業務
- (２) 委託内容 宮崎県総合保健センターの空調機設備点検保守整備業務
- (３) 委託場所 宮崎県総合保健センター
宮崎市霧島１丁目１番地２
- (４) 委託期間 契約日から令和８年３月３１日まで

３ 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- (２) 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成６年宮崎県公示第１０５８号の３）に基づく令和７年度の入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (３) 県内に本店を有する者であること。
- (４) 本業務の入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成６年宮崎県告示第１０５８号の３）第１１条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。
- (５) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (６) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (７) 民事執行法（昭和５４年法律第４号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (８) 平成２２年度以降に完了した冷暖房設備の点検保守及び整備業務（発注者は、国、県、市町村に加え民間事業者を含むものとする。）を元請けとして実施した実績があること。
- (９) 次の事項を満たす技術者を配置することができること。ただし、アの技術者は、委託期間中に建設工事の現場代理人等の常駐業務に従事しない者であること。

ア ボイラー技士２級以上、ボイラー整備士、冷凍機械責任者３種以上、冷凍機械空気調和機施工技能士２級以上のいずれかの資格を有する者１名以上

イ 電気工事士２級以上の資格を有する者１名以上

※ア・イは、同一の者が兼ねることができる。

※これらの者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、開札日時時点で３ヶ月以上の雇用関係にある者とする。

４ 担当部局

宮崎県中央保健所 総務企画課 総務企画担当 宮崎市霧島１丁目１番地２
郵便番号８８０－００３２ 電話番号０９８５－２８－２１１１

５ 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

6 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。
 - ア 受付期間
令和7年4月21日から令和7年5月7日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
とする。
 - イ 受付場所 4に同じ
 - ウ 提出方法
書面は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
また、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。
- (2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、相手方に通知するものとする。
なお、回答書は次に従い閲覧できるものとする。
 - ア 閲覧場所 4に同じ
 - イ 閲覧期間
令和7年4月21日から令和7年5月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
とする。

7 入札

- 入札に参加する者は、別紙様式第1による入札書を次のとおり提出しなければならない。
- (1) 提出場所 4に同じ
 - (2) 提出期限
令和7年5月15日 午後5時
 - (3) 入札書の日付
入札書提出期限以前の日(入札書作成日)を記入すること。
 - (4) 提出方法
持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内必着とする。)により提出するものとする。
 - (5) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式第2による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
 - (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「5月16日開封《宮崎県総合保健センター空調機設備保守点検保守整備業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「5月16日開封《宮崎県総合保健センター空調機設備点検保守整備業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
 - (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
 - (9) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

8 開札

- (1) 開札の日時 令和7年5月16日(金)午前10時00分
- (2) 開札の場所 宮崎県総合保健センター5階視聴覚研修室

- (3) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

9 再度入札

- (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
- (2) 入札の回数は、2回を限度とする。
- (3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあつては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 過去2箇年の間に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

11 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 宮崎県財務規則第125条に規定する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 所長は、落札候補者について入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）を行うため、落札決定を保留する。

13 入札参加資格確認申請

- (1) 宮崎県中央保健所長（以下「所長」という。）は、落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請（別記様式第3号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認申請資料（以下「添付資料」という。）の提出を求める。ただし、入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めないことがある。

① 同種業務実績調書（別記様式第4号）

② 配置技術者の資格等調書（別記様式第5号）

③ その他入札参加資格を確認するため広告において提出を求める資料

- (2) 申請書及び資料（以下「申請書等」）の提出は、所長が申請を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が所長に持参することにより行う。
- (3) 提出期限日以降は、申請書の修正及び再提出を認めない。
- (4) 提出期限日までに申請書を提出しない場合又は所長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行う。ただし、資格確認に疑義が生じた場合はこの限りではない。

14 落札者の決定

- (1) 所長は、資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 所長は、落札者を決定した場合にあっては落札決定通知書（別紙様式第6号）を送付する。
- (3) 所長は、落札候補者に入札参加資格がないとした場合（12の(1)のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合を含む。）において、入札参加資格確認結果通知書（別紙様式第7号。以下「確認通知書」という。）により入札参加資格がないとした理由を付して通知するとともに、当該理由について説明を求めることが出来る旨を教示する。

15 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないとされた確認通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、所長に対して書面により入札参加がないとした理由の説明を求めることができる。
- (2) 所長は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、当該説明を求めた者に対して入札参加資格があると認める場合を除いて書面により回答する。
- (3) 前項の回答にあたり、入札参加資格があると認めた場合には、入札参加資格がないとした確認通知書を取り消すとともに、当該説明を求めた者を落札者として決定し、落札決定通知書を通知する。
- (4) 前項の場合に15の(2)の規定により他の落札候補者に対する資格確認を中断しているときは、当該他の落札候補者に対する資格確認を中止し、中止した旨を入札参加資格中止通知書（別紙様式第6号）により当該他の落札候補者に通知する。

16 次順位者の資格確認

- (1) 所長は、資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないとした者（以下「失格者」という。）以外の同価入札者が2人以上いる場合にあっては当該同価入札者によるくじで落札候補者を定め、失格者以外の同価入札者が1者である場合にあっては当該同価入札者を、同価入札者がいない場合にあっては失格者の次に予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を、落札候補者として資格確認を行う。
- (2) 前項の規定による資格確認は、失格者に13の(3)に規定する通知をした日から行う。ただし、当該失格者から14の(1)に規定する説明を求める書面を受理したときは資格確認を中断するものとし、中断の期間は12(5)に規定する期間を算定するにあたり除く。

17 入札の無効

宮崎県財務規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この入札説明書及び入札公告の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約に日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

18 その他

- (1) 12に規定する申請書等及び14に規定する書面（以下「提出書類」という。）の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、入札参加確認以外の目的に使用しないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。

- (4) 最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。
- なお、最低制限価格より低い価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。
- 予定価格の範囲以内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者で、必要な資格に関する事項を満たした者を落札者とする。